

### ●林地台帳制度創設の背景

- ・木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林経営意欲の低下
- ・森林所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明確な森林が増加等森林整備の実施に支障をきたしている。

平成28年5月森林法の一部改正

森林の土地の所有者や境界に関する情報などを新たに整備し公表する林地台帳制度が創設された。

### ●林地台帳の整備による効果

- ・情報の修正・更新を適切に行い、森林所有者情報の精度が向上する。
- ・森林組合等林業事業体が、森林の所有者に関する情報をワンストップで入手できることにより、施業集約化が促進する。

### ●情報の提供と林地台帳地図

情報提供については、個人情報への配慮はもとより、無秩序な情報提供については一定の歯止めが必要であるため、一定の要件に限って所有者名や住所を含めた情報提供を行うこととしており、一定の要件とは、以下の場合を想定している。

- ・所有者本人が所有森林の確認や境界確認のために必要な隣接所有者情報の提供
- ・林業事業体等の担い手が施業集約化を行う場合への情報提供

1

## 林地台帳及び付帯する地図

### 1 林地台帳及び地図整備の概要

・法務局、地方公共団体が保有している森林の土地の所有者、所在、境界に関する情報等について、関係者から情報を集め、林地台帳として一元的にとりまとめる。

・国においては、林地台帳の整備は市町村が行うと規定しているが、対象となる地域森林計画(千曲川下流流域)の区域は長野県が森林簿・森林計画図等を定めていることから、長野県において、システムの構築及び林地台帳原案を作成し、市町村は、その原案に、各市町村の林務担当部局等で保有する情報を活用し追加・修正を行い、林地台帳の精度を向上する。

・平成31年3月末までに作成し4月1日より公表。

## 2 林地台帳整備の対象・記載事項

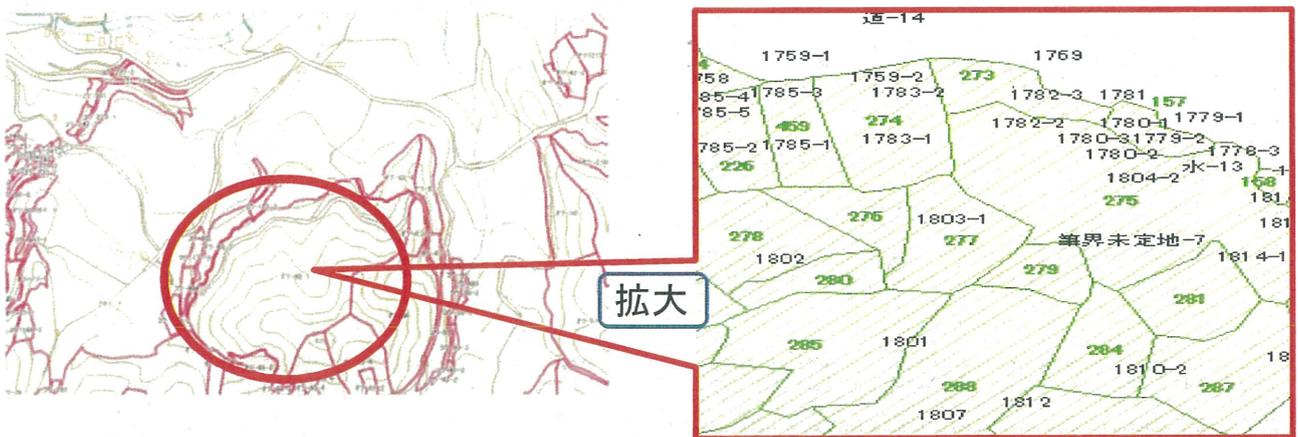
- ・地域森林計画の対象となっている私有林(森林法の5条森林)について、林地台帳を作成
- ・林地台帳に記載する事項は、「森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所」など、改正森林法に直接規定されている事項及び省令等で規定する事項
- ・登記年月日や地籍調査の実施年月日などについては、情報元の登記情報等に含まれていない場合は記載は不要
- ・所有者情報のうち「現に所有している者、所有者とみなされる者」については、森林の土地所有者届出や森林簿等の既存情報を用いて記載するとともに、林地台帳の運用を図る中で、精度を向上

所在				登記簿上の所有者				現に所有している者・所有者とみなされる者				境界に係る測量の実施状況		森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林等				
所在	地番	地目	面積(ha)	林小班	氏名・名称	住所	共有	登記年月日	氏名・名称	住所	共有	記載事由	届出年月日・記載年月日	境界の測量に資する測量		認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法等	
														地籍調査	実施年月日						済・未済

※着色している項目は森林法に定める事項、その他は省令等で定める事項

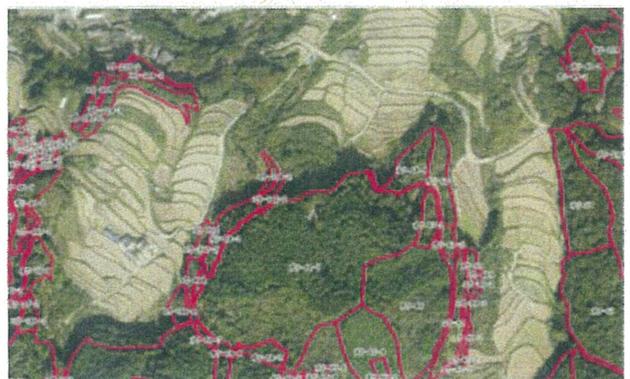
3

## 3 林地台帳地図のイメージ



### 林地台帳地図と空中写真(参考)

民間地図・空中写真を活用した参考事例  
(現状、長野県のシステムにおいては、未定。)



4